

いじめ防止対策マニュアル

(平成27年9月1日策定)

(令和元年 9月1日改訂)

(令和2年10月1日改訂)

(令和4年 4月5日改訂)

大阪技能専門学校

いじめ防止委員会

教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

【教職員の皆様へ】いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが必須です。いじめ問題への取組みに当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組みを進める必要があります、とりわけ「いじめが発生しない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが必要不可欠となります。

(1) いじめとは

◇いじめの定義と本質

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文科省】「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

文科省では、(従来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

【生徒指導提要】平成22年3月文科省より

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期発見」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるので、教職員は下記の問題を認識することが肝要である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行なわれることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に低触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

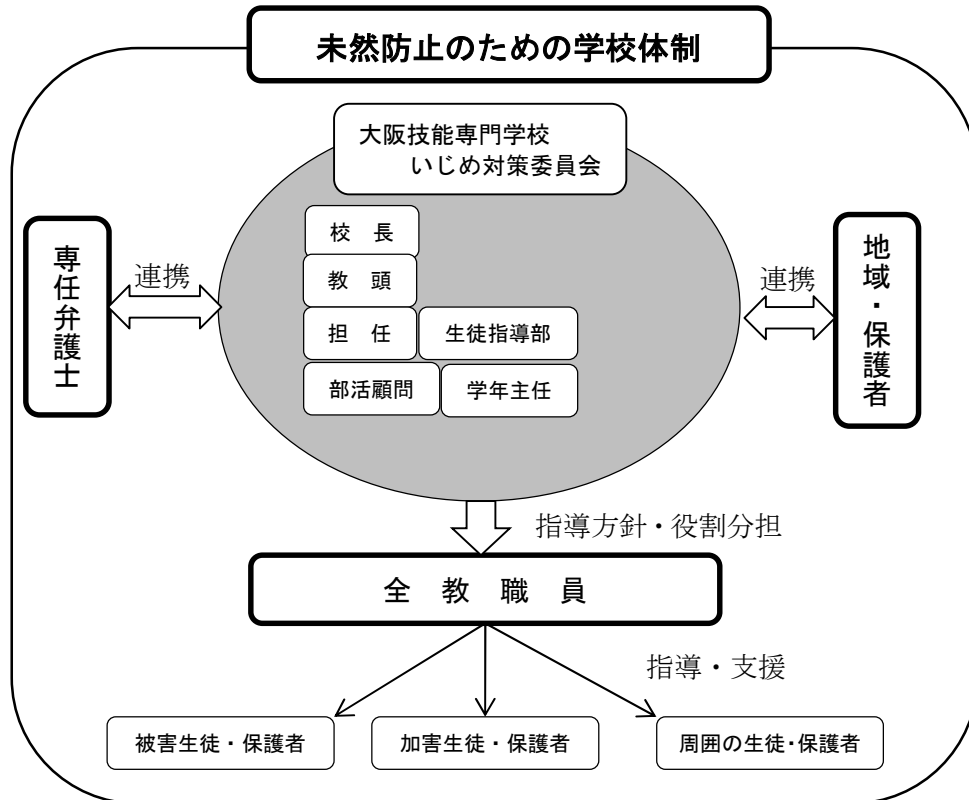
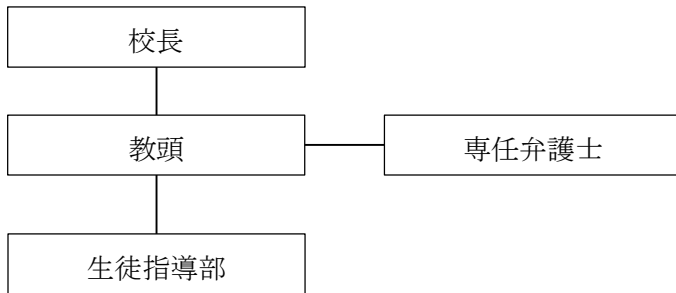
II いじめ防止対策組織

- ◇いじめ対策組織委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導部長、生徒指導、学年主任をメンバーとする。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。
- ◇いじめ対策組織委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの未然防止
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画と実施
- ・年間計画進捗のチェック
- ・各取組の有効性の検証
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- ・いじめの再発防止

組織図



Ⅲ年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

◇いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのためには年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

大阪技能専門学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	中学校からの生徒 情報・入学手続き 時の情報の集約 保護者・生徒への 相談窓口周知	保護者・生徒への 相談窓口周知	保護者・生徒への 相談窓口周知	第1回いじめ対策 委員会会議 (年間計画の確 認・生徒情報の共 有)
5月	保護者会 家庭訪問による情 報収集・相談 (5月より実施)	保護者会 家庭訪問による情 報収集・相談 (5月より実施)	保護者会 家庭訪問による情 報収集・相談 (5月より実施)	
6月	アンケート「いじ め実態調査」の実 施	アンケート「いじ め実態調査」の実 施	アンケート「いじ め実態調査」の実 施	アンケート結果集 計の上、対策・情 報共有
7月			三者懇談	
8月				第2回いじめ対策 委員会会議(進捗 状況確認)

	1年	2年	3年	学校全体
9月				
10月	校外学習	校外学習	校外学習	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
11月	学園祭	学園祭	学園祭	
12月				第3回いじめ対策委員会会議(進捗状況確認)
1月				
2月	三者懇談 新担任への引継ぎ	三者懇談 新担任への引継ぎ	三者懇談	第4回いじめ対策委員会会議 (年間の取り組みの検証・次年度の計画)
3月				

IV未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらないクラス・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どのクラスにも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめが発生しない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の認識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的な計画・実施する必要がある。

(1) 生徒達やクラスの様子を知るために

生徒達やクラスの様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。生徒と共に笑い、指導し、生徒達と共に共有できる場に入り込む中で個々の生徒の様子等、些細な言動から

精神状況を把握することが肝要である。

(2) 互いに認め合い、支え合い、協力し合える仲間づくり

生徒達は周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒達にとって、教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮が必要な生徒を中心に据えた、温かいクラス経営や教育活動を展開することが、生徒達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

(3) お互いの人権を尊重する

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されることではない」ことを生徒達に理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやれるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に、人権意識の高揚を図る必要がある。いじめは未発達な考えや道徳的判断力の低さから起こり道徳の授業が大きな力を発揮する。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠落から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる必要がある。

V 早期発見

いじめは、早期発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員が気づきにくいところで行なわれ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の些細な変化に対し敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが肝要である。

また、生徒達に関わる情報を教職員間で共有し、また保護者との連携協力をして情報収集にあたることが大切である。

(1) 教職員のいじめに気づく力を養う

集団の中で配慮を要する生徒達に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある言葉の叫びを感じとれるような感性を高めることが必要である。

また、一人一人を人権のある人間と認め合い、生徒達の言葉をきちんと受け止め、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切である。

(2) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われると認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという毅然とした態度で対応することが大切である。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。・・・脅迫、名誉棄損、侮辱②仲間はずれ、集団による無視・・・刑法には抵触しないが毅然とした対応が求められる。③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩く、蹴られる。・・・・・・・・・・・・・・暴行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ④ひどく叩かれたり、蹴られたりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 暴行、傷害 |
| ⑤金品をたかられる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 恐喝 |
| ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。・・・ | 窃盗、器物破損 |
| ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。・ | 強制わいせつ |
| ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。・・・・・・・・ | 名誉棄損、侮辱 |

(3) いじめが見えにくいのは

◇いじめは大人の見えないところで行なわれる。

※無視やメール（SNS）など客観的に状況を把握しにくい形態で行なわれる。

※遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような間柄

◇いじめられている本人からの訴えは少ない。(理由)

※親に心配をかけたくない ※いじめられているのは自分が悪い。

※訴えても大人は信用できない。※訴えたらその仕返しが怖い等

◇ネット上のいじめは最も見えにくい。(ネットいじめの兆候)

※メール着信があっても出ようとしない。

※パソコンの前に座らなくなった。

※SNS 上でブロックされる。

(4) 早期発見のための手だて

◇生徒がいるところには、教職員がいる。

※授業と授業のあいま、昼休み時間には必ず教職員が生徒のそばにいることを目指し、生徒と共有する時間を多くする。

◇学校での生徒達はグループを形成し始める。

担任、教職員はどのグループにはどの子が入っているかを把握する。観察の観点から、そのグループから誰が抜け出したかを把握するよう心掛ける。

(5) 相談しやすい環境づくり

生徒達が教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめた側から「チクった」と言われ、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入りにくくなってしまう。

◇本人からの訴えには

「よく言ったね、全力でまもるから」という教職員の姿勢を伝えると共に、実際に訴えがあった場合には、全力で守る手だてを考えなくてはならない。

◇周りの生徒からの訴え

いじめを訴えたことより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒達から目の届かない場所や時間を配慮し訴えを聞く必要がある。

◇保護者からの訴え

保護者が我が子のいじめが発覚した場合は、即座に連絡を入れるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築くことが大切である。

VI早期対応

(1) いじめ対応の流れ

いじめの情報キャッチ

発見した教員



正確な実態の把握

生徒指導・担任・発見した教員

※当事者双方、周りの生徒から確実な情報を採取する。

※関係教職員と情報を共有し正確に把握する。



指導体制・方針決定

管理職・生徒指導・担任・他教員への周知

※指導のねらいを明確にする。

※対応する教職員の役割分担



生徒への指導・支援

生徒指導・担任

※いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く

※いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う

※「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。



保護者との連携

生徒指導・担任

※直接会って、具体的な対策を話し合う。(保護者来校)

※協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。



今後の対応・処分・再発防止

管理職・生徒指導・担任・他教員への周知

※いじめた側への処分通達(保護者同伴)

※継続的に指導や支援を行う。

※心の教育の充実を図り、誰もが大切にされるクラス経営を行なう。

(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、直ちにクラス担任、学年主任、生徒指導に連絡し管理職に報告する。

◇いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。

※いじめられている、いじめの情報を伝えにきた生徒から話を聞く場合は、他の生徒達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行なう。

また、いじめられた生徒、いじめた生徒を同じ部屋には入れない。

※状況に応じて、いじめられた生徒、情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後においても教職員の目が届くような体制をつくる。

◇事実確認と情報の共有

※いじめの事実確認においては、いじめの行為を行った経過や心情などを、いじている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒から詳しく情報を得て、正確に把握する。

※短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。

(3) いじめが起きた場合の対応

◇いじめられた生徒に対して

生徒に対して

※事実確認とともに、まず辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

※最後まで守り抜く・秘密を守ることを伝える。

※必ず解決できる・希望が持てることを伝える。

※自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

※発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

※学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

※家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してもらえるようお願いする。

保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ◆お子さんにも悪いところがあるようです。
- ◆家庭での甘やかしが問題です。
- ◆クラスにはいじめはありません。
- ◆どこかに相談にいかれてはどうですか。
- ◆「加害者である～はしんどい子で・・・(障がいがあるため)」などの理由付け

◇いじめた生徒に対して

生徒に対して

※いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。

※毅然とした対応と粘り強い指導を行ない、いじめが人として決して許せない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

※正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを汲み取り、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

※「いじめは決して許せない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を求める。

平素の連携が無い場合、保護者から発せられた言葉

◆いじめられる理由があるだろう。

◆学校の指導が悪いからだろう。

◆ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡をくれなかったのか。

VII ネット上のいじめへの対応

インターネットによる危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて細心の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行なう必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化等、被害を受けている子供が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪であることを周知させる。

◇ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、許可のない撮影写真を投稿、拡散、特定の子供の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板の SNS (Facebook、Twitter、Instagram) など書き込んだり、メール、ダイレクトメッセージ(DM)を送ったりするなどの方法により、いじめを行なうもの。

特殊性による危険

※匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思い、心理的ダメージが大きい。

- ※掲載された画像や個人情報は、情報の加工が容易にできることから悪用されやすい。
- ※スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定され、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ※一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたりアクセスされやすい危険性がある。

◇未然防止のためには

学校での校則の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、指導を行なうことが重要である。

未然防止の観点から

- ※インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識を持つこと。
- ※「ネット上のいじめ」は他の様々ないじめ以上に生徒達に深刻な影響を与えることを認識すること。

早期発見の観点から

- ※家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づくよう細心の注意を払う。

VIII 重大事態の対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

※重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「大阪府いじめ防止基本方針」等を参考にする。

2 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに大阪府教育長に報告をし、「重大事態対応フロー図」※3に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査をする場合は、「いじめ防止対策委員会」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供する。

3 重大事態対応フロー図

